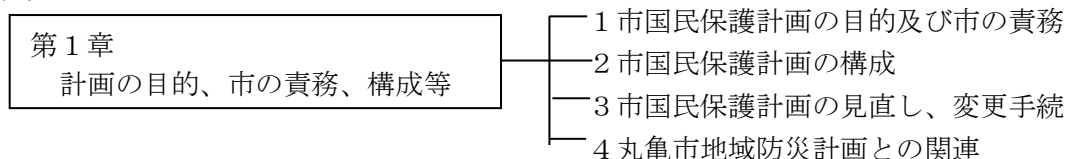


第1編 総論

第1章 計画の目的、市の責務、構成等

丸亀市（以下「市」という。）は、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）の目的及び市の責務を明らかにするとともに、構成等について定める。

計画の体系



1 市国民保護計画の目的及び市の責務

(1) 市国民保護計画の目的

本計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号、以下「国民保護法」という。）第35条第1項の規定に基づき、丸亀市長（以下「市長」という。）が作成する計画であり、市が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に関する必要な事項を定め、もって、国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、市の区域に係る武力攻撃事態、緊急対処事態等から国民の生命、身体及び財産を守るとともに、武力攻撃に伴う被害を最小化することを目的とする。

(2) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び香川県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる次の事項について定める。

- ・ 市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- ・ 市が実施する国民保護法第16条第1項及び第2項に規定する国民保護措置に関する事項
- ・ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ・ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- ・ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ・ その他、市長が必要と認める事項

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急処理事態への対処

なお、その他、資料編を別冊として編集する。

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、丸亀市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

4 丸亀市地域防災計画との関連

市国民保護計画は、国民保護法に基づき武力攻撃事態等に対処するためのものであり、丸亀市地域防災計画（一般対策編、震災対策編）（以下「市地域防災計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき自然災害等の災害に対処するためのものであるため、相違点が多々見られるが、市のとるべき体制、情報伝達手段など類似する点も多いことから、活用を図るものとする。

第2章 国民保護措置に関する市の基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重し、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとし、その要請に当たって強制にわたらないよう留意する。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 地域特性への配慮

本市には、第4章において詳述するように、計画策定に当たって配慮すべき地域特性が存在する。

たとえば、本島、広島などの有人5島が存在し、全島民数は約450人で本市人口の約0.42%となっている。このほか、一級河川土器川、多くのため池など、様々な地域特性があることから、市は、国民保護措置の実施に当たり、これらの地域特性に配慮する。

(10) 市地域防災計画等の活用

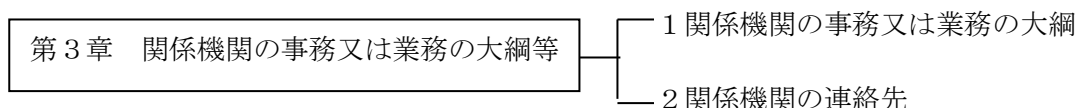
市は、国民保護措置が、現有の市地域防災計画における自然災害、事故災害への対応と共通した事項が多いことから、これらの計画等に基づく取り組みの蓄積を活用するよう努める。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

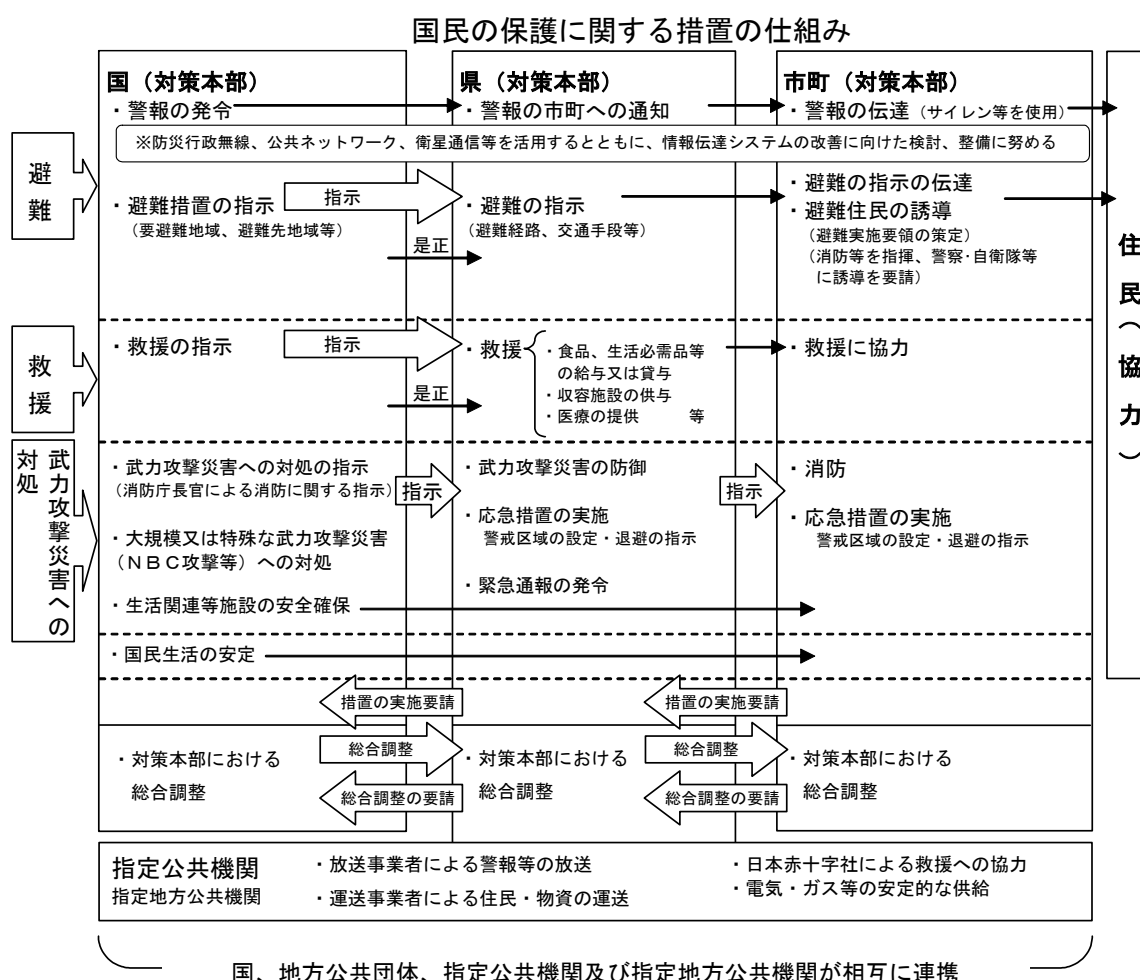
市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割や連絡窓口をあらかじめ把握する。

関係機関の事務又は業務の大綱、連絡先等について、以下のとおり定める。

計画の体系



国、県、市町等におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みを図示すれば、下記のとおりである。



1 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、県、市、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

市の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	1 国民保護計画の作成に関する事 2 国民保護協議会の設置、運営に関する事 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営に関する事 4 組織の整備、訓練に関する事 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施に関する事 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施に関する事 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に関する事 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施に関する事 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施に関する事

県の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	1 国民保護計画の作成に関する事 2 国民保護協議会の設置、運営に関する事 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営に関する事 4 組織の整備、訓練に関する事 5 警報の通知に関する事 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施に関する事 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施に関する事 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に関する事 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施に関する事 10 交通規制の実施に関する事 11 水道用水の供給確保に関する事 12 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施に関する事

指定地方行政機関の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
警察庁 中国四国管区警察局(四国警察支局)	1 管内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整に関すること 2 他管区警察局との連携に関すること 3 管内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること 4 警察通信の確保及び統制に関すること
防衛省 中国四国防衛局	1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
総務省 四国総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整に関すること 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保に関すること 4 非常通信協議会の指導育成に関すること
財務省 四国財務局	1 地方公共団体に対する復旧に要する資金の融資に関すること 2 金融機関に対する金融上の措置の要請に関すること 3 国有財産の無償貸付等に関すること 4 武力攻撃災害の復旧に係る財政上の措置に関すること
神戸税関 (坂出税関支署)	1 輸入物資の通関手続きに関すること
厚生労働省 四国厚生支局	1 救援等に係る情報の収集及び提供に関すること
厚生労働省 香川労働局	1 被災者の雇用対策に関すること
農林水産省 中国四国農政局 (香川県拠点)	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保に関すること 2 農業関連施設の応急復旧に関すること
農林水産省 四国森林管理局 (香川森林管理事務所)	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給に関すること
経済産業省 四国経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保に関すること 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること 3 被災中小企業の振興に関すること
経済産業省 中国四国産業保安監督部 (四国支部)	1 電気・ガス事業に関する災害復旧、二次災害防止のための指導・監督に関すること 2 鉱山における災害復旧、二次災害防止のための指導・監督に関すること 3 危険物等の保全に関すること
国土交通省 四国地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧に関すること 2 港湾施設の使用に関する連絡調整に関すること 3 港湾施設の応急復旧に関すること 4 所管施設利用者への情報提供に関すること
国土交通省 四国運輸局	1 運送事業者への連絡調整に関すること 2 運送施設及び車両の安全保安に関すること

国土交通省 大阪航空局 (高松空港事務所)	1 飛行場使用に関する連絡調整に関すること 2 航空機の航行の安全確保に関すること
気象庁 大阪管区気象台 (高松地方気象台)	1 気象状況の把握及び情報の提供に関すること
海上保安庁 第六管区海上保安本部 (高松海上保安部、坂出海上保安署、小豆島海上保安署)	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達に関すること 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保に関すること 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等に関すること 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示に関すること 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置に関すること
環境省 中国四国地方環境事務所 (四国事務所)	1 環境保全上緊急に対応する必要がある有害物資等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること 2 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集・伝達に関すること

指定公共機関及び指定地方公共機関の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送に関すること
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送に関すること 2 旅客及び貨物の運送の確保に関すること
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力に関すること 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱いに関すること
電気事業者	1 電気の安定的な供給に関すること
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給に関すること
病院その他の医療機関	1 医療の確保に関すること
道路管理者	1 管理区間内の道路管理に関すること
日本赤十字社	1 救援への協力に関すること 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答に関すること
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 資金決済の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5 各種措置に関する広報
独立行政法人水資源機構	1 香川用水施設の応急復旧に関すること

2 関係機関の連絡先

各関係機関の連絡先を示す。

なお、事態対策本部（以下「国の対策本部」という）及び指定行政機関の対策本部等の連絡先等については、国の対策本部等が設置された時点で別途示される。

また、関係機関等の連絡先については、市国民保護計画とは別個に、一覧性を持った資料として保有する。

資料編：指定行政機関等連絡先

国の関係出先機関等連絡先

関係指定公共機関連絡先

指定地方公共機関等関係機関連絡先

県の出先機関等連絡先

近隣市町（教育委員会含む）連絡先

消防機関連絡先

警察機関連絡先

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、次のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

（なお、人口分布等については、令和2年国勢調査速報、住民基本台帳、外国人登録者数等に基づき記載した。）

(1) 地形

本市は、香川県の海岸線側ほぼ中央部に位置しており、瀬戸大橋から西へ約5km、東は綾歌郡宇多津町、西は仲多度郡多度津町と接し、北は瀬戸内海に面している。南は讃岐山脈に連なる大高見峰、猫山、城山などの山々、これより北に向かってゆるやかに傾斜し、讃岐平野の一部、平坦な田園地帯が広がっている。平野部では、丸亀城のある亀山と双子山が変化を与えている。海岸沿いには埋立地が広がり、北の瀬戸内海には、本島、広島、手島、小手島、牛島の5有人島を中心に大小11の塩飽諸島が点在している。

広ぼうは、東西24.16km、南北23.82km。陸地部の中央には標高422mの飯野山（別名：讃岐富士）その北方に青ノ山、中心には土器川が流れ、市全域に多数のため池が点在する。

また、面積は約111.83km²であり、そのうち島嶼部の面積は23.57km²である。土地利用については田と山林がそれぞれ20%と大きな割合を占めており、陸地部分の多くを農地が占め、山林のほとんどは市南端地域及び塩飽諸島にある。可住面積比率は73%で、県平均52%を大きく上回っている。一方、中心市街地には商業地、その周辺に宅地が広がり、海岸の埋立地は工業用地となっており、近年は、南部地域における宅地開発が進み、水田を含む農地の割合は減少傾向にある。

市を流れる河川は、市の中央を流れる一級河川である土器川とその水系に属する清水川、古子川、赤山川、西部には二級河川の西汐入川、金倉川とその水系に属する中津川、東部には大東川とその水系に属する中大東川、東大東川などがある。このうち一級河川土器川水系の指定区間については国が、その他の一級河川及び二級河川は県が管理している。また、準用河川及び法適用外の普通河川については、市が管理している。河川のほとんどは讃岐山脈を水源とし、山間部では急勾配で流れ、平野部では天井川となって扇状地を形成し、瀬戸内海に流れ込んでいる。しかし、いずれの河川も流路延長が短く、雨量も少ないことから、川幅は狭く水量も乏しい。

市は、国民保護措置を実施する場合、瀬戸内海に点在する離島や市南部の山間部では、避難手段等が限定されるため、平素から船舶やバス等を有する関係機関等との連携に努め、全住民避難を視野に入れた体制の整備に留意する必要がある。

市及び周辺図



まるがめマップから転写

(2) 気候

本市の気候は、瀬戸内海地域の特徴をよく現しており、降水量が少なく、比較的温暖で日照時間が長い。県下では、高松での年平均気温は16.7℃、年降水量の平均値は1,150.1mmであり、隣接町の多度津特別地域気象観測所（北緯34度16分、東経133度45分）での令和2年の平均気温は17.2℃、平均湿度は70%、年間降水量は1194.0mmとなっている。年間降水日数は98日で、降水量は全国平均と比較して少なかった。

高松地方気象台の5カ年の風向を見ると、秋には南西の風が多く吹き、冬には、西風が多い。春と夏は、西南西の風が多いものの、北風と東風の3方向からの風が多いことがわかる。

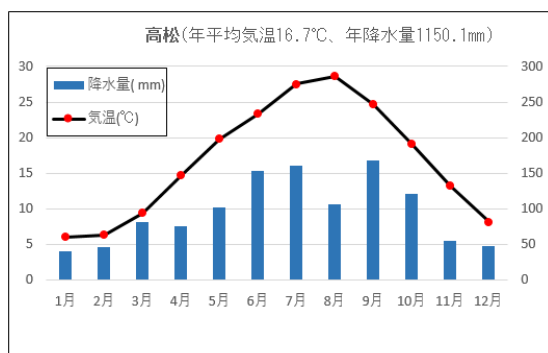
また、春から梅雨期にかけては瀬戸内海を中心に濃霧が発生し、フェリーなど海上交通の運行に支障をきたすことがある。

市は、武力攻撃事態等において、救援等の国民保護措置を円滑に行うため、気象情報などの収集及び飲料水等の安定的供給体制等を整備することが必要である。

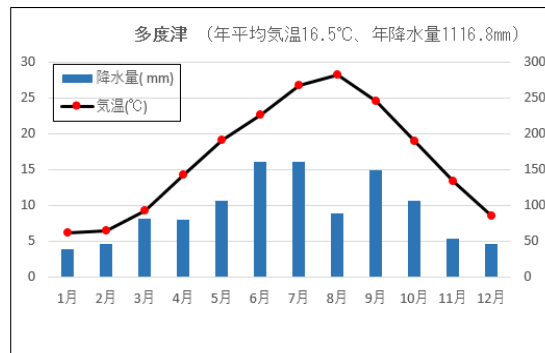
気象状況

各月における平均気温及び降水量（平年値）

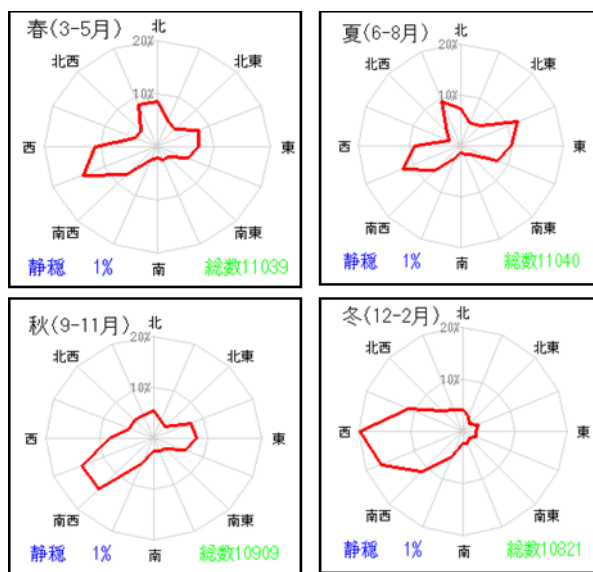
高松



多度津



高松地方気象台の風向出現率（高松市：平成29年～令和3年）



高松地方気象台の平成3年から令和2年までの30カ年の資料より作成

(3) 人口分布

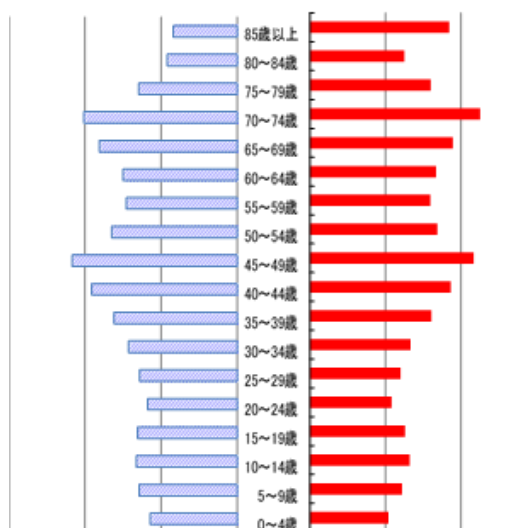
本市の人口は、令和5年10月1日現在、108,116人（男性52,423人、女性55,693人/令和5年版丸亀市統計書）である。

市の人口は、市の北部・中央部の用途地域に集中が見られるが、可住面積が市全域に広がることから、人口分散している。人口は増加傾向にあるが、市域を、丸亀地域・綾歌地域・飯山地域の3地域に区分した場合、丸亀地域の島嶼部及び綾歌地域においては人口減少が見込まれているが、他の地域では増加傾向を維持するものと思われる。

市内の世代別人口は、15歳未満の人口が市人口に占める割合は13.4%、15～64歳が57.0%、65歳以上が29.6%である。本市における65歳以上の高齢化率は、全国平均の28.6%と比べ、1.0%高い。

市は、武力攻撃事態等において、人的被害を最小限にするために、平素における山間部や島嶼部の高齢者等の避難誘導の在り方、市街部における住民の避難誘導の在り方等を十分に検討する必要がある。

男女別、年齢別（5歳階級）人口構成
（令和4年10月1日現在/香川県人口移動調査報告）



国籍別外国人登録者数
（令和5年4月1日現在）

国 籍	人数(人)
ブラジル	63
中国	678
インドネシア	208
韓国及び朝鮮	83
ペルー	300
フィリピン	439
米国	23
その他	519
計	2,313

(4) 離島

本市では、本島、広島、手島、小手島、牛島の5有人島を中心に大小11の塩飽諸島が存在する。これら5島の全島民数は456人で全市人口の約0.42%となっている。

これら島々の定期航路は、丸亀港より本島、牛島、広島、手島、小手島への定期便が運行されており、その他倉敷市（本州）への定期便もある。

- ・ 本島汽船株式会社（丸亀⇄本島）
- ・ 六口丸海運有限会社（本島⇄児島）
- ・ 備讃フェリー株式会社（丸亀⇄広島・小手島・手島）

また、本島では島内を循環するコミュニティバス（琴参バス株式会社）が運行されている。

これら離島において、武力攻撃事態等が行われた場合には、島民が孤立するとともに多数の人的被害をもたらすことが想定されるため、平素より基礎情報を収集し、全島避難の効率的な運搬が行えるよう検討する必要がある。

令和5年10月1日現在

	島名	人口（人）	世帯数
1	本島	257（男 122、女 135）	145
2	牛島	7（男 2、女 5）	6
3	広島	149（男 69、女 80）	109
4	手島	15（男 10、女 5）	13
5	小手島	28（男 15、女 13）	11
	島嶼部合計	456（男 218、女 238）	284

■塩飽諸島部航路図



(5) 道路の位置等

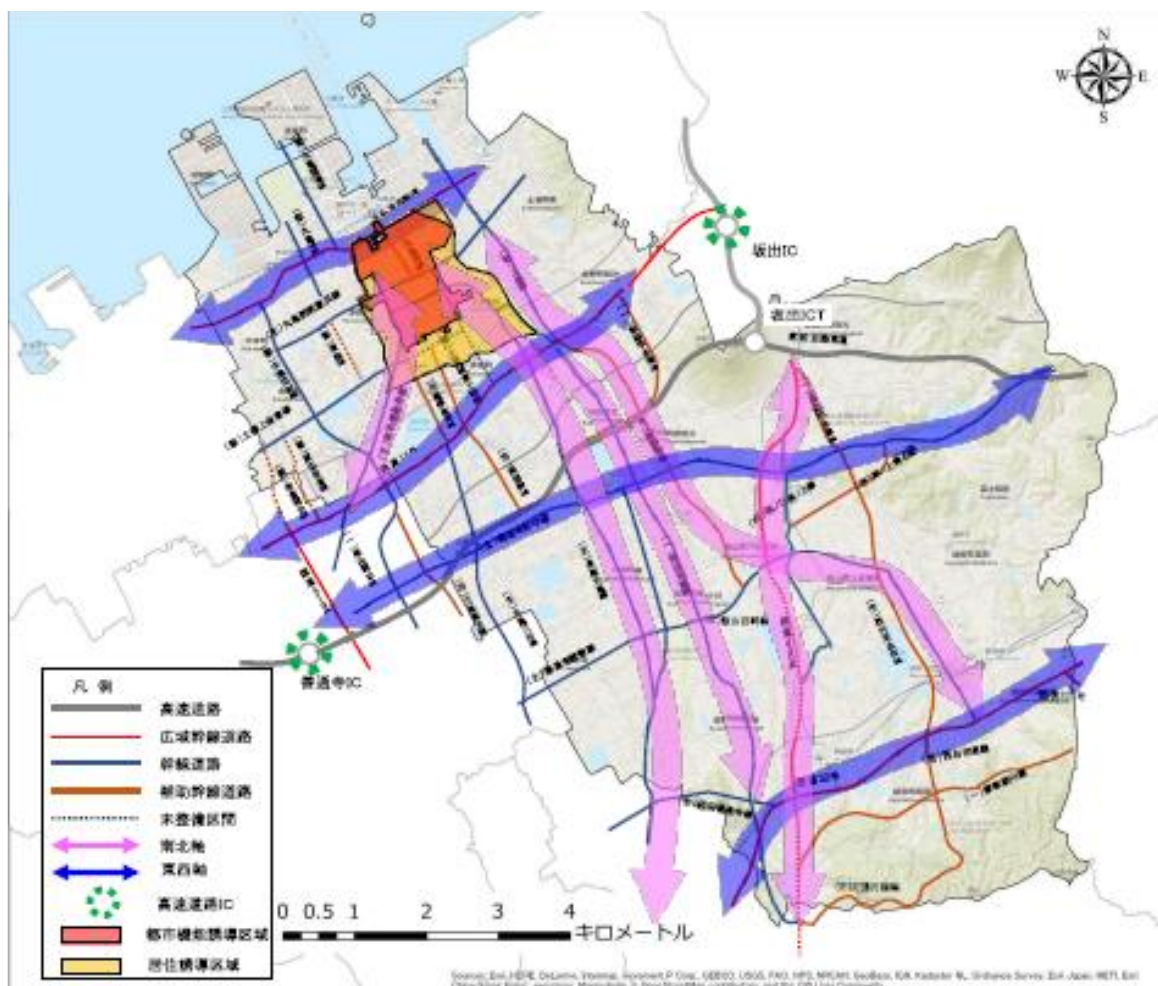
本市の道路は、高松自動車道、一般国道、県道、市道などがあり、市道の道路総数は2,033路線で、実延長は795,556mとなっている。幹線系道路については、おおむね一定間隔で格子状の道路網が形成されており、主要路線として、市を東西に結ぶ高松自動車道、一般国道11号及び32号、南北に結ぶ国道438号が挙げられる。また、一般国道32号及び438号では、バイパスの整備が進められ、ネットワークが構築されつつある。ただし、局部的には十分な幅員が確保されていない未改良区間が存在すること、及び特定の路線、区間において混雑状況が確認される。

既成市街地に計画されている都市計画道路の整備率は約75%であり、十分な整備水準ではない。また、一般国道11号、県道高松丸亀線、県道丸亀三好線、県道丸亀詫間豊浜線、県道多度津丸亀線、県道丸亀停車場線など、既成市街地及び周辺の幹線道路では混雑状況が見られる。

現在市民の足として、コミュニティバス（琴参バス株式会社）が陸地部全域（7路線）及び本島地区で運行されている。

市は、国民保護措置を実施する場合、緊急物資の運送や救援等の実施にあたり、平素から関係機関等との連携協力に努め、輸送体制を整備する必要がある。

市内道路図



丸亀市都市計画マスタープランから転写

(6) 鉄道、港湾の位置等

本市内に鉄道路線を保有する事業者は、四国旅客鉄道株式会社及び高松琴平電気鉄道株式会社である。

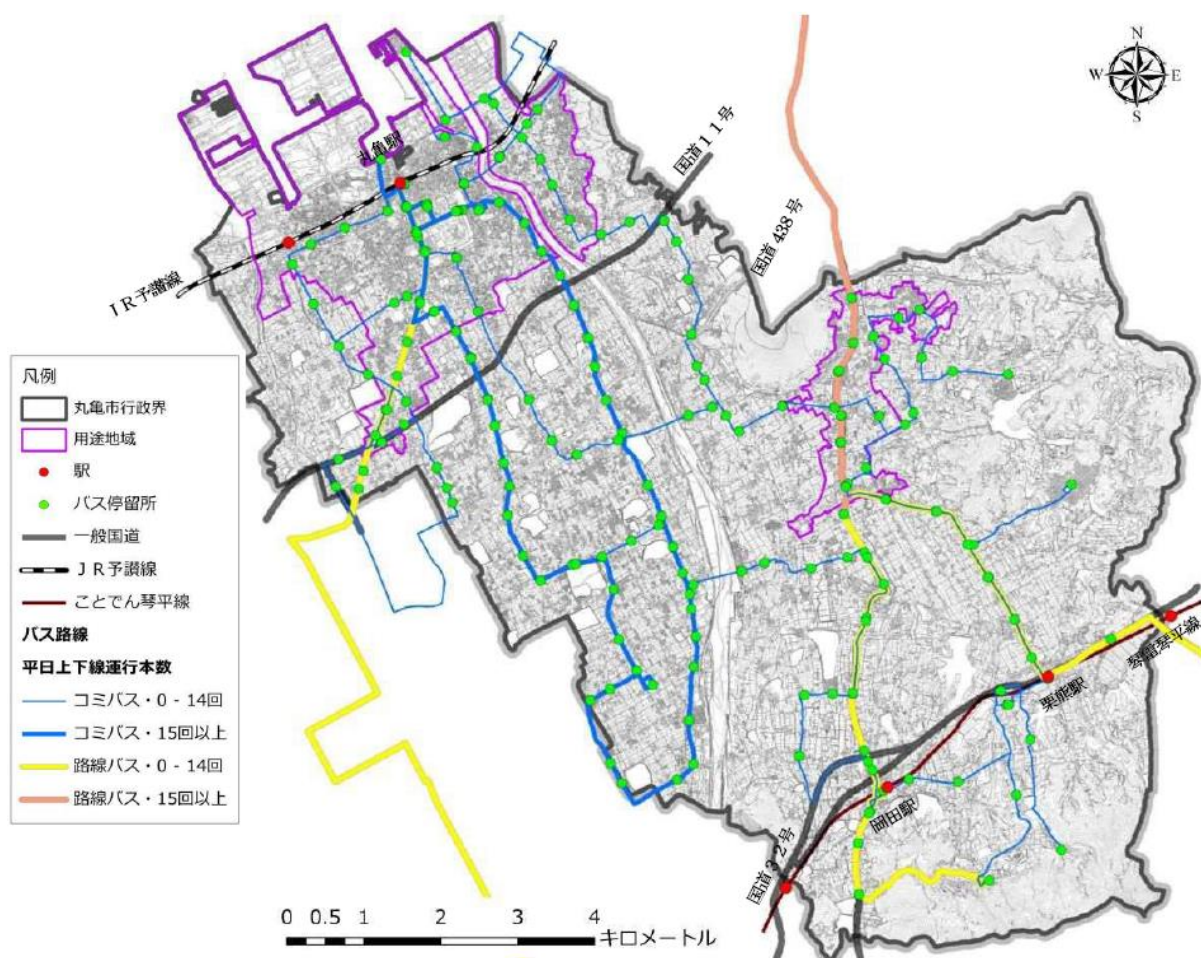
四国旅客鉄道株式会社は、高松駅から丸亀駅を経由し愛媛県宇和島駅へ至る予讃線、琴平駅等を経由し高知県窪川駅へ至る土讃線の2路線が存在する

高松琴平電気鉄道株式会社は、高松市の高松築港駅から本市の琴電栗熊駅、琴電岡田駅を経由して琴平町の琴電琴平駅を結ぶ琴平線が存在する。

県内の港湾は、重要港湾として高松港、坂出港の2箇所が指定されており、丸亀港は、地方港湾の一つとして指定されている。島嶼部では、本島港・大浦港（本島）、里浦港（牛島）、江の浦港・青木港（広島）手島港（手島）などがある。

上記より、本市の鉄道網、港湾等の航路網は、沿岸部を中心に発達している。このため、多様な交通網の効率的な活用を考慮した緊急物資の輸送、救援等の検討を行う必要がある。

鉄道路線等公共交通体系図（平成29年3月）



(7) 自衛隊施設

県内の自衛隊施設は、善通寺市にある陸上自衛隊善通寺駐屯地である。陸上自衛隊第14旅団が司令部を置いており、第14旅団長（陸将補）が四国4県を担当している。

善通寺駐屯地は、昭和25年8月に創設された。現在、駐屯地には、第14旅団司令部のほか、第15即応機動連隊等が駐屯している。

これら施設は、武力攻撃事態等においては、敵の侵害排除での部隊移動等が必要となるため、施設周辺の住民の避難路との競合が想定されるが、市は、県と連携して、住民保護の観点に立って、避難が円滑に行えるよう配慮するものである。

自衛隊施設位置図



まるがめマップから転写

(8) 香川用水、ため池

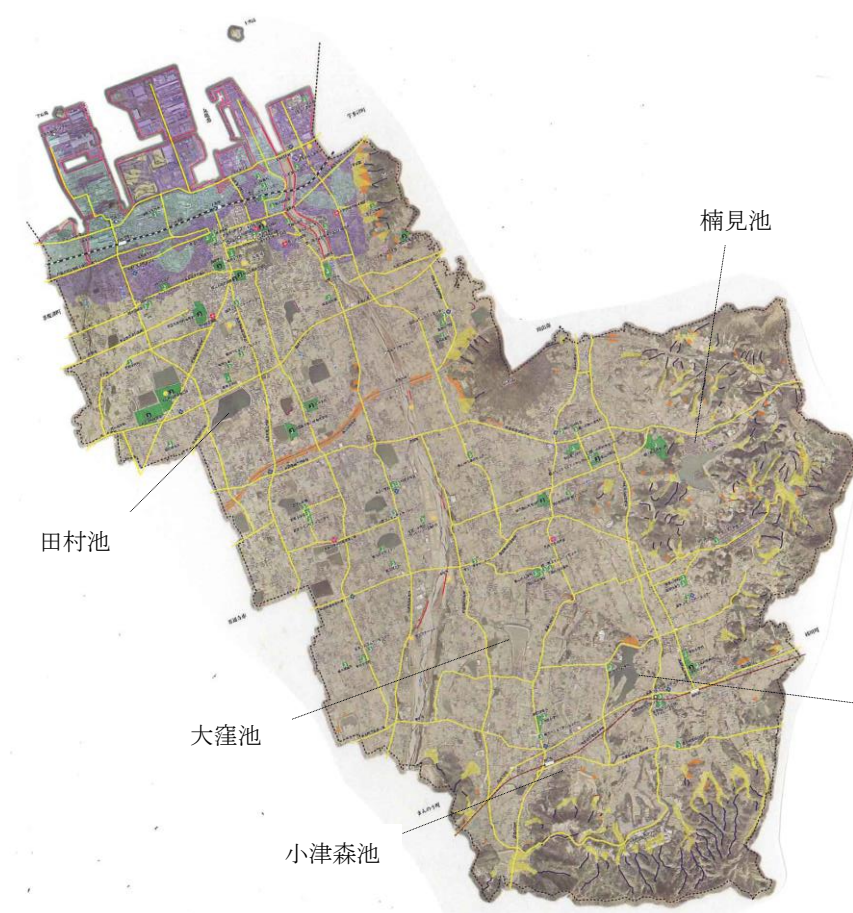
香川県は、年平均降水量が全国平均と比べ3分の2と少なく、また、県内を流れる河川も流域が小さい上に、流路延長も短く急流であるため、通常は河道に流水を見ないことも多い。そのため、水源確保対策として、古くより多くのため池やダムが築かれてきた。県内のため池は12,200余箇所あり、兵庫県、広島県に次いで全国第3位、密度では全国第1位である。

香川用水は、吉野川上流に建設された早朝浦ダム（年間水量8億6,300万 m^3 ）が源で、その下流の池田ダムから取水している。また、平成21年には渇水時や緊急時の水道用水の確保を目的とする香川用水調整池「宝山湖」が完成した。市においては、上水道用水の38.4%を香川用水に依存し、年間受水量は令和5年度において約550万 m^3 である。

市内のため池は450余箇所あり、市内の農業用水の9割以上がため池に依存し、貴重な水源となっている。また、洪水調整機能の役割も果たしており、「暮らしの中のため池」として地域にとって欠かせない施設となっている。代表的なため池としては、楠見池、仁池、田村池などがある。

市は、武力攻撃事態等において、香川用水、ため池が破壊された場合には、破壊による直接被害のみならず、浸水、水資源の枯渇等による二次的被害をもたらすため、これら施設における警戒を強めるとともに、飲料水等の安定的供給の体制を整備することが必要である。

市内のため池

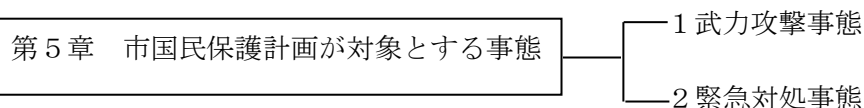


	池 名	貯水量 千 m^3
1	仁池	1,502.1
2	大窪池	847.9
3	楠見池	783.0
4	小津森池	545.0
5	田村池	363.9

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

計画の体系



1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、以下に掲げる4類型を対象として想定する。
ここでは、基本指針及び県国民保護計画に示されたそれぞれの類型の特徴、留意点を示す。

	特 徴	留 意 点
着上陸侵攻	・国民保護措置を実施すべき地域が広範囲、期間が比較的長期に及ぶことが想定される ・船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標になりやすい ・航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型輸送機が離着陸可能な空港がある地域が攻撃目標となりやすい ・石油コンビナートなど攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害が発生する	・事前の準備が可能、先行避難・広域避難が必要 ・瀬戸内の香川県の場合、いきなりの着上陸の可能性は低いと考えられ、事前準備が可能 ・可能なら武力攻撃予測事態において避難 ・広域避難に伴う混乱発生の防止に努める ・速やかな避難のための輸送力確保が必要
ゲリラや特殊部隊による攻撃	・事前に予測できず突発的に被害が発生することもある ・被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害等大きな被害の発生も想定される（石油コンビナート等の被害） ・汚い爆弾（ダーティボム）が使用される場合がある	・対策本部長は、要避難地域の住民を速やかに避難させる ・武力攻撃の態様に応じ、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全措置を講じつつ適切に避難させる等の対応が必要 ・知事による緊急通報の発令、市長又は知事による退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要

	特 徴	留 意 点
弾道ミサイル攻撃	・発射された段階での攻撃目標の特定が極めて困難で、かつ、極めて短時間での着弾が予想される ・弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定するのが困難で、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる	・迅速な情報伝達体制と適切な対応による被害の局限化が重要 ・当初は屋内避難を指示し、着弾後に被害状況を迅速に把握した上で、弾頭の種類に応じた避難措置の指示を実施 ・屋内避難の場合には、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設や建築物の地階等の地下施設に避難 ・事態の推移、被害の状況等に応じ、他の安全な地域へ避難
航空攻撃	・弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易だが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難 ・都市部や、ライフラインのインフラ施設が目標となることも想定 ・繰り返し行われることも考えられる	・攻撃目標を限定せずに、屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある ・生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置に留意 ・屋内避難に当たっては、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設や建築物の地階等の地下施設に避難

特殊な対応が必要となるNBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）については、基本指針に示された留意点を以下に示す。

	留 意 点
NBC攻撃共通の留意点	・内閣総理大臣は、関係大臣等を指揮し、迅速な情報収集、被災者の救助、医療体制の確保、迅速な原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定及び除染の実施等汚染の拡大の防止のために必要な措置を講ずる ・消防機関、県警察は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、避難住民の誘導を行う ・知事は、建物への立入制限、交通の制限、給水制限要請等の措置を講ずる ・避難住民を誘導する際には、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力抑えさせる

	特 徴	留 意 点
核兵器等	- 被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる - 放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される	- 風下を避けて極力風向きと垂直方向に避難し、手袋、帽子、雨合羽等により放射性降下物による外部被ばくを抑制 - 汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める - 熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域については、堅牢な建物、地下施設等に避難し、状況に応じて、放射線の影響を受けない安全な地域へ避難 - 汚染地域への立入制限を確実に行之、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切に実施
生物兵器	人に知られることなく散布することが可能で、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある	- 二次感染の拡大防止が課題 - 外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難する - ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、関係機関は、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療するなどの措置を講ずる - 厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行う
化学兵器	地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なり、被害の範囲も様ではない	- 武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難する - 原因物質の検知及び特定、汚染地域の範囲の特定及び除染、被災者の救助等、汚染の拡大の防止のための措置を迅速に実施 - 化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除く

2 緊急処理事態

市国民保護計画においては、緊急処理事態として以下の事態例を対象として想定する。

(1) 攻撃対象施設等による分類

① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

事 態 例	被 害 の 概 要
石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる
危険物積載船への攻撃	・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる

② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

事 態 例	被 害 の 概 要
・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 ・列車等の爆破	・大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる

(2) 攻撃手段による分類

① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

事 態 例	被 害 の 概 要	
・ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・水源地对する毒素等の混入	放射性物質	・ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である ・ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能がかく乱されると、後年、ガンを発症することもある ・小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である
	生物剤(毒素を含む。)による攻撃	・生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様である ・毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似している
	化学剤による攻撃	・化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様である

② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

事 態 例	被 害 の 概 要
・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・弾道ミサイル等の飛来	・主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる ・攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想 ・爆発、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる